



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

867	生活保護法による医療機関の指定	（社会福祉課）..... 1
868	生活保護法による指定医療機関の変更	（ 〃 ）..... 1
869	〃	（ 〃 ）..... 2
870	生活保護法による指定介護機関の変更	（ 〃 ）..... 2
871	保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明	（森林整備課）..... 2
872	保安林の指定施業要件の変更	（ 〃 ）..... 3
873	〃	（ 〃 ）..... 3
874	〃	（ 〃 ）..... 3
875	河川法による除却した工作物の保管	（河川課）..... 4
876	道路の位置の指定	（都市政策課）..... 5

○ 人事委員会告示

8	令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（秋試験）の実施	 5
---	-----------------------------------	---------

○ 公安委員会告示

86	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	 8
----	---------------------	---------

告 示

和歌山県告示第867号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開設者の名称	主たる事務所 の 所 在 地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
海南訪新 23-08	株式会社バジル	海南市重根1122-1	訪問看護事業所バジル	海南市重根1122-4	令和 8.9.1
岩訪新 18-08	株式会社紀州ライフ コーディネーターサ ビス	和歌山市冬野1335-1	アルゴ訪問看護ステー ション	岩出市宮71-1 パスト ラルビル3-D	令和 8.9.1

和歌山県告示第868号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開 設 者 の 名 称	変更事項（主たる事務所の所在地）		指定事業所 の 名 称	指定事業所 の 所 在 地	変 更 年月日
		旧	新			
有訪新 2-26	医 療 法 人 明 美 会	有田郡有田川町小島 16	有田郡有田川町小島 15	きび訪問看護ステーション	有田郡有田川町小島16	令和 8. 4. 1
岩訪新 8-02	合 同 会 社 ラ イ フ サ ポ ー ト じ ん べ え	紀の川市打田1342-1	紀の川市打田1342-1-102	訪問看護ステーションじんべえ	岩出市西野211-1-103	令和 8. 8. 1

和歌山県告示第869号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開設者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年月日
				旧	新	
岩訪新 16-06	株式会社みらい	西牟婁郡上富田町 市ノ瀬2407-4	訪問看護ステーションピースフルみらい	岩出市西野202-3 1stPlace1-C	岩出市堀口85-1	令和 8. 8. 20

和歌山県告示第870号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の 名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社きのくにサポートデイリーライフ	海南市幡川29-3 ベルドールⅡ202号	きのくにリハビリ訪問看護ステーション	海南市幡川29-3 ベルドールⅡ202号	訪問看護・介護予防訪問看護	主たる事務所の所在地	海南市重根1297-9	海南市幡川29-3 ベルドールⅡ202号	令和 5. 5. 1
株式会社きのくにサポートデイリーライフ	海南市幡川29-3 ベルドールⅡ202号	きのくにリハビリ訪問看護ステーション	海南市幡川29-3 ベルドールⅡ202号	訪問看護・介護予防訪問看護	指定事業所の所在地	海南市重根1297-9	海南市幡川29-3 ベルドールⅡ202号	令和 5. 5. 1

和歌山県告示第871号

令和8年和歌山県告示第745号（以下「告示第745号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
前迫通夫
- 2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由
告示第745号のとおり

和歌山県告示第872号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第873号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第874号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第875号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用については、法第75条第9項の規定により、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	名称又は種類	形状又は特徴	数量
1	照明器具	プラスチック製	4
2	時計	金属製	1
3	ハンガー	木製	3
4	伸縮棒	金属製	1

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

場所 和歌山市伝法橋南ノ丁地先

日時 令和8年8月27日（木）午前9時から午前11時まで

3 保管した工作物の保管を始めた日時及び保管場所

日時 令和8年8月27日（木）午後0時から

場所 和歌山市布施屋631番地7

4 保管した工作物を返還する場合の手続

令和9年2月26日（金）までに、本人確認書類及び所有者等であることを証明する書類を持参の上、和歌山県海草振興局建設部管理保全第二課に申し出ること。

5 本件に関する問合せ先

和歌山市森小手穂227番地

和歌山県海草振興局建設部管理保全第二課（電話番号 073-488-6163）

和歌山県告示第876号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年10月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3738	紀の川市古和田字舞台635番の一部、水路	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 8. 9. 18	6. 00	42. 98

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（秋試験）を次の要綱により実施する。

令和8年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（秋試験）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
情報職A	1人程度	知事部局等における情報処理、地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する業務
土木職	28人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
農業工学職	5人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理及び農村振興の支援等に関する業務
建築職A	2人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
建築職B	1人程度	警察本部等における警察施設の施工監理及び設計等の業務
化学職B	2人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務
林学職	5人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからエまでのいずれかの要件を満たす人

ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（ウに該当する人を除く。）

イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。以下「大学」という。）又は同法に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人（ウに該当する人を除く。）

ウ 土木職、農業工学職及び林学職においては、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たす人

（ア）平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

（イ）平成17年4月2日以降に生まれた人で、高等専門学校を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人

（ウ）平成17年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人又は令和10年3月末日までに卒業見込みの人

エ 和歌山県人事委員会がイ又はウ（イ）若しくは（ウ）に該当する人と同等の資格があると認める人

（注）イ又はウ（イ）若しくは（ウ）の要件を満たして受験した人は、採用時に大学又は高等専門学校を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。

（2）次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和8年11月22日（日）	和歌山市	令和8年12月21日（月）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	令和9年1月6日（水）又は同月7日（木）のいずれか指定する1日	和歌山市	令和9年1月18日（月）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

（注）試験日及び合格発表日時は、変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 （択一式） ※	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 〈情報職A〉 40題を全問必須解答とする。（記述式及び択一式） 〈林学職〉 6題を全問必須解答とする。（記述式） 〈その他の試験区分〉 30題を全問必須解答とする。（択一式）	2時間（林学職のみ1時間30分）
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

（1）試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第2次試験の得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
情報職A		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策
土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
農業工学職		数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築職A、B		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画及び建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
化学職B		数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
林学職		林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産学、砂防工学等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和8年度和歌山県職員採用 I 種試験（大学卒業程度）（秋試験）、資格免許職等職員採用試験（秋試験）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和8年10月21日（水）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和8年10月6日（火）午前10時から同月30日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和9年4月1日（次に掲げる人にあつては、それぞれ次に定める日）に採用される。

ア 2 (1) ウの要件を満たして受験した人（イに掲げる人を除く。） 令和9年4月1日又は令和10年4月1日

イ 2 (1) ウ（ウ）の要件を満たして受験した人であつて、令和9年4月1日から令和10年3月末日までの間に大学を卒業見込みのもの 令和10年4月1日

- (2) 採用時の給料等の月額は、247,932円（令和8年4月1日現在において大学又は高等専門学校卒業程度の学歴を有する人であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、

住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験の順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第86号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和8年10月6日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和8年11月16日（月）から同月20日（金）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型）			

教習指導員審査（普通）	教習に関する技能及び知識		
教習指導員審査（大特）			
教習指導員審査（大自二）			
教習指導員審査（普自二）			
教習指導員審査（牽〔けん〕引）			
教習指導員審査（大型二種）			
教習指導員審査（中型二種）			
教習指導員審査（普通二種）			

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和8年10月19日（月）から同月26日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）